

新型コロナウイルス感染症拡大により経営に影響を受けた 飲食店・飲食料品小売業 経営者の方へ

利根町小規模事業者緊急経営支援助成金に関するお知らせ

利根町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が減少し、経営に支障が生じている町内の小規模事業者（飲食店・飲食料品小売店）に対して、経営の維持又は継続のための緊急支援として、助成金を交付します。

対象となる事業者

- ① 申請日時点で、町内で1年以上継続して営業している飲食店・飲食料品小売店（支店やフランチャイズ店は除きます。）
- ② 助成金受領後も経営を継続する意欲があること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に起因して、**2020年2月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上げが20%以上減少した月が1か月あること。**
- ④ 町民税、固定資産税、都市計画税および軽自動車税を滞納していないこと。（徴収の猶予が認められたものは除きます。） など

助成金額

1事業者あたり**30万円**

助成金の使途

人件費、家賃、光熱水費、仕入れに係る費用、その他の企業活動の維持又は継続に要する費用

申請期間

令和**2年5月20日**から令和**3年1月29日**まで

申請方法

次の必要書類を下記まで提出してください。

※感染拡大防止のため、申請書類は郵送くださいますようお願いいたします。

▶必要書類

- ① 利根町小規模事業者緊急経営支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 誓約書及び同意書（様式第2号）
- ③ 令和元年度の確定申告書類の控え等の写し
- ④ 減収月の売上高等が分かる帳簿等の写し
- ⑤ □座振替依頼書

※その他、飲食店及び飲食料品小売業を主たる事業としていることが確認できる書類等の提出をお願いする場合がございます。

※申請書類は、各公共施設に設置してあるほか、町公式ホームページからもダウンロードできます。

※ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。



申請先 問合せ先

〒300-1696 利根町布川841-1 利根町役場経済課 商工観光振興係
電話 0297-68-2211 内線 441